

平成 29 年度 コンベンション視察助成金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この事業は、高知県内でのコンベンション開催を検討している高知県外のコンベンション主催団体、及びコンベンションを取り扱う旅行会社等に対して、高知県の視察旅行経費の一部を助成することにより、高知県へのコンベンション誘致を促進しようとするものです。

(助成対象者)

第2条 コンベンション主催団体及びコンベンションを取り扱う旅行会社等に対し、予算の範囲内で助成します。

(助成要件) 助成要件は、下記のとおりとします。

- (1) コンベンション主催団体の職員、又はコンベンションを取り扱う旅行会社等の社員を対象とします。
- (2) 期間は、平成 29 年 4 月 1 日(土)から平成 30 年 2 月 28 日(水)までの間とします。
- (3) 参加者より、意見書又は提言書を提出してください。
- (4) 視察が、次年度以降の新たなコンベンション開催につながる見込みがあることとします。

(助成対象経費、助成限度額及び利用制限)

第3条 助成対象経費、助成限度額及び利用制限は、以下の通りとします。

- (1) 助成対象経費は、高知県への視察に必要な旅費交通費、高知県内の宿泊費の実費相当とします。
- (2) 視察で航空機を利用する場合は、原則として高知龍馬空港を利用することとします。但し、往路又は復路のいずれかを利用した場合は、該当区間について実費の半額を助成対象とします。
- (3) 助成限度額については、下記のとおりとします。
 - (ア) 高知県内での宿泊がある場合は、参加者1人あたり 20,000 円
 - (イ) 高知県内での宿泊がない場合は、参加者 1 人あたり 15,000 円尚、一人当たりの単価については、対象経費の総額を参加者数で除したものとします。また、利用は 1 団体につき、上限 60,000 円とし、年度内 1 回とします。
※但し、同行する旅行会社等社員はこの限りではありません。

(申請)

第4条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」といいます)は、事前に(公財)高知県観光コン

ベンション協会(以下「協会」といいます。)会長に助成金を申請し、協会会長(以下「会長」といいます。)が承認したものを対象に、予算の範囲内で助成します。申請者は、旅行出発日の前日から起算して 14 日前までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出してください。尚、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

提出書類

※所定欄に捺印が無い物や修正テープ・修正液等で訂正したものは、認められません。

- 助成金交付申請書(別記1号様式)
- 視察行程表
- 視察にかかる費用が明示された見積書又は積算書
- パッケージツアー利用の場合は、助成対象となる指定施設等および宿泊施設が含まれていることが判る予約確認書(写)等
- コンベンション団体の概要がわかるもの

(助成の決定)

第5条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知することとします。

(事業の変更・廃止)

第6条 申請者は、視察の内容を変更する場合、視察日を変更する場合、又は視察を取りやめる場合は、速やかに変更申請書(別記2号様式)を提出してください。

(実績報告)

申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して 14 日以内に、下記の書類を会長に提出してください。尚、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

提出書類

※所定欄に捺印が無い物や修正テープ・修正液等で訂正したものは、認められません。

- 実施報告書(別記3号様式)
- 請求書(別記4号様式)
- 視察の最終行程表
- 視察にかかった費用が明示された精算書、
- 助成対象となる経費の領収書(写)、又はクーポン(写)等、支払った事が証明できるもの(会長が必要と認めるもの)
- パッケージツアー利用の場合は、クーポンである企画実施旅行会社発行の最終旅程表

等(写)※最終旅程表等に費用明細の記載が無い場合は、別途明細書を必要とする。

- 参加者名簿
- 職員の感想及び意見書(自由書式)

(助成金の交付)

第7条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を決定し助成金を交付することとします。但し、個人口座や申請者と異なる法人名義へ振込の場合は、委任状の添付が必要です。

(交付の取消)

第8条 助成金の交付決定後若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該助成金の全部又は一部を取り消すことができるとし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めることとします。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けないこととします。

(関係書類の整備)

第9条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めることとします。

附則 この要綱は平成29年4月1日から施行します。